

健康第 1323 号
令和 2（2020）年 2 月 14 日

庁内各部局幹事課長 様

保健福祉部健康増進課長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

このことについて、新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国での流行をはじめ、国内においても高齢者の死亡事例が見られるなど、全県を挙げての更なる感染症対策が必要な状況となっております。

また、厚生労働省において、高齢者及び基礎疾患を持つ方については重症化するリスクが一定程度あるとされているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を予防し、重症化を防ぐためには、特に、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人の咳エチケットや手洗い等が重要であることから、下記のとおり感染症対策の徹底を図られるよう貴部局所管施設及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

1 各施設等での別添リーフレットの掲示、アルコール消毒液の設置

※別添リーフレットは、具体的な連絡先等入れる等、適宜修正いただき、御活用くださるようお願いいたします。

2 主催するイベント等における、別添リーフレットの掲示、アルコール消毒液の設置や体調不良者へのマスクの配布等

感染症・新型インフルエンザ対策担当 TEL 028-623-3089 FAX 028-623-3902
